

○ 捜査管理の徹底について（例規通達）

平成12年9月18日

栃捜一第15号

（概要）

本通達は、未解決重要事件及び被疑者（容疑者）が判明している未検挙刑事事件の継続捜査を強力に推進し、事件の早期検挙を図ることを目的に、適正な捜査指揮・管理に関する事項について定めたものである。